

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県山県郡安芸太田町

2 構造改革特別区域の名称

安芸太田町いきいきふれあい給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

広島県山県郡安芸太田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

安芸太田町は、平成16年10月1日に加計町、筒賀村、戸河内町の3町村が合併して誕生した町で広島県の北西部に位置する。地域の大部分が森林であり、美しい山容を誇る西中国山地国定公園など豊かな自然環境に恵まれている。総面積は342.25km²、このうち森林面積が302.33km²で町土の88.3%を占め、耕地および集落は太田川の本支流沿いに散在している。

本町の人口は、直近である平成17年の国勢調査では8,238人（高齢化率42.6%）であり、平成12年の同調査の9,181人と比べると944人（割合にすると10.3%）減少した。この調査により、本町は広島県内で最も人口が少なく、人口減少率（平成12年から平成17年）の最も高い自治体であることが判明した。とりわけ少子化は深刻で、平成18年度の年間出生者数は32人にとどまり、今後の年間出生者数も30人前後で推移していくことが予測される。

現在、町内には6保育所（私立1を含む）、5幼稚園があり、154人の児童が入所、入園しているが、そのうち、5施設は10人未満であり、子どもの集団生活における育ちの面と施設の効率的運営の観点から、今後、統廃合による適正配置を計画的に進めていく必要に迫られている。

こうした状況の下、本町では、少ない児童数だからこそ可能になる子育て支援策を住民との協働によって実現し、若者の定住を促進するべく取り組んできた。平成17年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てに「安心」「喜び」「あこがれ」を持てる環境づくりを進めることとした。また、平成18年3月に策定した町づくりの最上位計画である長期総合計画（平成18年度～26年度）の中に、リーディングプロジェクトの一つとして「教育促進プロジェクト」を位置づけ、乳幼児医療の助成の拡大（小学校修了前）などさまざまな子育て支援施策を推進しているところである。

このようななか、平成18年から平成19年秋までの間に、「幼保一元化懇話会」として幼稚園と保育所の保護者と行政関係者による懇談を計8回開催したところであるが、今後は、全町から幅広い層の住民の参加を得て「就学前保育・教育のあり方検討委員会」を開いていく。また、この委員会において、幼保施設の適正配置や保育料の軽減、認定こども園制度の導入、通園費補助制度の創設等を柱とする子育て支援策が全町的コンセンサスを得るよう検討を進め、コンセンサスを得た後は、これらの子育て支援策を具体化していく。

今回、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を実施する加計地区には、公立保育所が3か所、私立保育所が1か所あり、76人（平成19年4月1日現在）の児童が入所している。この地区には、幼稚園がないために就学前教育を要望する声が以前から強くあったことや、多様化する子育て支援のニーズに対応するため、この地区の子育ての中心的な拠点施設として、平成20年度に加計小学校に隣接した場所に幼保一体型施設を建設し、平成21年4月から保育所型の認定こども園としてスタートさせる計画である。

5 構造改革特別区域の意義

本計画は、加計保育所と殿賀保育所、修道保育所の公立保育所に加計学校給食共同調理場で調理した給食を外部搬入するものである。

現在、町内の保育所は定員規模がいずれも小さいことから、食材の調達はそのそれぞれの園ごとに行っている。そのため、少量から発注できる商店にかなりの部分を依存することを余儀なくされ、安定的に食材を発注できないことから、地元農産物の利用は難しい状況にある。

こうした状況の下、本特例措置を活用し、学校給食共同調理場を活用した給食の外部搬入を行うことで、食材の一括購入や調理員の適正配置などが可能となり、調理業務の効率化・合理化を進め経費削減を図ることができる。また、食材については、生産者の生産意欲を高め安定的に供給してもらえるよう契約栽培によるなどして、できる限り地域から調達することも可能となる。地域の食材を活用することは、保護者の食の安全・安心への関心に応えることとなるとともに、沈滞している地域経済の活性化にもつながるものである。現在、ほとんどの野菜を地元の食材でまかなっているが、今後は、主食であるごはんについても、全国棚田百選にも選ばれた町内の井仁地区で減農薬農法により栽培される井仁棚田米を使用する方向である。

また、井仁地域で開かれる棚田まつり（田植えと収穫祭 年2回開催）に参加したり、家庭で食べることの少なくなった郷土食を学校給食に導入した

りするなど、地元でとれる農林水産物の魅力や特徴について、多様な方法を使って子どもたちの五感に働きかけ、地域や地元への関心を高めたい。また、地域農業の主な担い手である高齢者の生きがいをいづくりに資するものとしたい。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 地域の食材も活用して、安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- ② 子どもたちの食への関心を高め、食事や睡眠などの家庭における望ましい生活習慣の形成をより一層推進する。
- ③ 保育所給食と学校給食における食育に関する理念や認識が一体化され、乳幼児期から義務教育終了時点まで一貫した理念・認識のもと、より一層の食育教育の推進を図る。
- ④ 業務の集約により、省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ゴミの減量化等への対応に努める。
- ⑤ 地元食材の活用によって生産者の顔が見える関係づくりを図り、地域への関心を高める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 小規模保育所単位では非効率である食材の発注や原材料等の保存について、学校給食と一括して購入することにより、無駄を省き経費の削減が可能となる。
- ② 集中調理することで、調理員の配置の適正化と作業効率が向上し、人件費や光熱水費等の経費の削減が可能となる。この結果、この削減された財源により、保育料の値上げ等の保護者への負担転嫁の回避や、多様化し高度化する保育サービスの拡充による子育て支援の充実を図ることができる。
- ③ 積極的に地元農産物を活用することにより、共同調理場を中心として地産地消のシステムが構築されることから、地域農業の活性化に資することができる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 幼保一元化事業

幼保一元化の取組みは、本町が合併して誕生する前からスタートした。

本町においては、平成15年9月には「幼保一元化基礎調査報告書」を公にし、その後は、幼保一元化に対する具体的な理解を深めるための啓発活動を行ってきた。その取組みの結実したものが、平成20年度建設工事、平成21年春にオープン予定の加計地区幼保一体型施設である。なお、この認定こども園制度は、順次、計画的に町内の他の可能な保育所にも導入することとしている。

(2) 給食連絡会の開催

学校給食共同調理場と保育所及び保育担当主管課である児童育成課とで構成する給食連絡会を現在も定期的に行っているところであるが、今後は、その連絡会の協議内容をさらに深め、共通認識のもとに就学前から義務教育修了まで一貫した食育理念の浸透を図る。また、給食現場相互の連携を密にすることで、きめ細かな配慮が行き届いた献立作りに反映させる。

(3) 地産地消事業

給食の食材として、新鮮で安全・安心して食べられる地元食材の使用を推進する。また、子どもたちや保護者に対して、給食時間や試食会等の機会を通じて、地元産の食材が給食に使われていることを伝え、農業や地域への関心を高めることにより、地産地消を推進する。

(4) 子育て支援サービスの拡大

給食の外部搬入により節減された財源を、保育料の軽減、通園費補助金制度の創設等、さまざまな子育て策に活用する。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

安芸太田町立修道保育所、安芸太田町立加計保育所、安芸太田町立殿賀保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

安芸太田町立修道保育所、安芸太田町立加計保育所、安芸太田町立殿賀保育所の給食は、加計学校給食共同調理場において調理を行い、外部搬入方式として実施する。加計学校給食共同調理場において集中調理した給食は、2台の専用の学校給食配送車により、最も遅い保育所でも40分以内に配送することが可能であり、調理後90分以内の喫食とする。温かい状態で提供される食品は専用の保温食缶へ入れ、その他については洗浄消毒された容器に移し保冷した状態で、専用コンテナを利用し衛生面には十分配慮し配送する。

共同調理場が休止する土曜日は、登園児数も少なくなることから各自弁当持参とする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

現加計学校給食共同調理場は、昭和46年に建築された調理場を平成17年の中学校の統廃合を機に平成16年度に建て替えたものであり、最新の設備を備えた1日500食の調理が可能な施設である。

設備、人的環境の整った調理場において集中調理することにより、調理の効率性が高まるとともに、児童の発育に応じたきめ細かな調理業務を行うことができる。

各保育所には、専用の調理室があり、加熱設備としてオーブンレンジ、ガステーブル、保存用冷蔵庫、冷凍庫、配膳台等を備えているため、再加熱や冷蔵が可能である。

搬入元[安芸太田町立加計学校給食共同調理場の概要]

面積	549 m ²
職員配置数	学校栄養職員1名 場長1名 調理員2名 臨時調理員4名 代替調理員4名 運転手3名 (交代制)
調理能力(1日)	500食
調理器具一覧	冷蔵庫、冷凍庫、食器等消毒保管庫、ドライ対応型球根皮剥機 食器食缶洗浄器、殺菌戸棚、水圧洗米機、フードスライサー、 フライヤー、ガス自動炊飯器、牛乳保冷庫、真空冷却機 高速ミキサー、検食保存用冷凍庫、ガス回転釜

搬入先[安芸太田町立保育所調理室の概要]

保育所名	面積	職員配置数	調理器具一覧
修道保育所	12.12 m ²	1名	冷蔵庫、冷凍庫、ガス台、配膳台、電子オーブンレンジ
加計保育所	19.98 m ²	1名	冷凍冷蔵庫、ガス台、配膳台、電子オーブンレンジ
殿賀保育所	9.29 m ²	1名	冷蔵庫、冷凍庫、ガス台、配膳台、電子レンジ

(2) 児童の食事の内容、回数、時期に適切に応じることについて

児童一人ひとりの年齢や発達段階に応じたきめ細やかな食事を提供する。離乳食、3歳未満児食、3歳以上食に区分するとともに、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫する。食物アレルギー児については、保護者からの聞き取りを踏まえ、保護者、園医、保育士との協議の中で除去食を決定し、学校給食調理場で他の給食とは分離して調理したものを別容器で搬送し、保育士が内容物を確認後、提供する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（平成16年3月29日付雇児発第0329002号）」の留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守する。

なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められている。本町の場合は町立学校給食共同調理場

